

最低賃金の引き上げを求める会長声明

- 1 平成25年度の最低賃金の改定後、最低賃金で1日8時間、週5日働いた場合に、収入から社会保険料などを差し引いた手取り額が平成24年度分の生活保護費（生活扶助＋期末一時金＋住宅扶助実績）より低くなる「逆転」現象が、兵庫県を含む5都道県で生じている。

健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たしているにすぎない生活保護受給額（生活保護法8条2項）を、最低賃金水準で週40時間働いた場合の手取り収入が下回る「逆転」現象はあってはならない事態である。

- 2 他方、平成26年4月より消費税が8%に増税されたこと、及び、現在の円安による輸入品のコスト高の影響によって、食品・燃料などを始めとする生活必需品の価格上昇が生じていることから、2014年5月の消費者物価指数は、前年同月比で3.7%上昇した。週40時間働いても生活保護受給額以下の収入しか得られない賃金で働く県内の非正規労働者は、生活必需品の物価上昇により大きな影響を受けており、今なお「ワーキング・プア」の問題が解決されないままである。

- 3 中央最低賃金審議会は、近々、厚生労働大臣に対し、本年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行う予定とされ、この答申に示された目安に基づいて、兵庫県など各都道府県における地方最低賃金審議会の審議を経て地域別最低賃金が定められる。

生活必需品の物価上昇が生じている近況にあっても、非正規労働者が、生活の「底上げ」により、健康で文化的な生活を確保できるように、協会としては、生活保護利用者との「逆転」現象を解消するための小幅な引き上げにとどまることなく、大幅な最低賃金の引き上げを強く求める。

- 4 また、県内を始めとする国内の中小零細事業者の経営状況にみれば、今後、最低賃金の引き上げのみで、「ワーキング・プア」の問題を解決することは限界が

ある。そこで、当会は、最低賃金の大幅な引き上げと同時に、「逆転」現象が生じる原因となっている社会保険料等の負担の軽減を始めとする社会保障関連施策を整備、実行することを強く求めるものである。

2014年（平成26年）7月25日

兵庫県弁護士会

会長 武本 夕香子